

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課) 一
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課) 二
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 三
- 土地区画整理事業の換地処分の届出 (同) 三
- 宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 四
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 四
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 四
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 五
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 五

ページ

## 告 示

○宮城県告示第六百五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国家公務員共済組合連合会 東北公済病院	仙台市青葉区国分町二丁目三番一―号	平成二十二年六月十一日	平成二十五年六月十日

○宮城県告示第六百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一〇七〇〇二一六	株式会社リーベン	リーベン介護センター 名取市飯野坂三丁目四・八	リーベン介護センター 名取市高館吉田字東内館 三十七・三	平成二十二年 五月十六日 平成二十二年 五月十七日

○宮城県告示第六百五十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生場所又は区域

登米市

五 発生年月日

平成二十二年五月二十六日

六 患畜の取扱い

全部廃棄

○宮城県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 亘理村田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	柴田郡村田町小泉字樽川一六番一地从先から同郡同町小泉字才妻一二番一地从先まで	七・五	五八・五	二、六六四・七
後				

○宮城県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	亘理大河原川崎線	角田市君萱字薬師堂一七番二地从先から同市君萱字山田八一番二地从先まで	平成二十二年六月十一日

○宮城県告示第六百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。  
平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 前浜の2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号	縦覧場所
石巻市		寄磯浜	五梅沢	十六番一	一号及び二十二号	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
				三番	二号及び三号	
				二番十一	六号	
				十八番	十九号	
				十七番	二十号及び二十一号	
			前浜	百七番四	四号	
				百七番一	五号	
				四十番	七号	
				百二十一番一	八号	
				四十四番二地先道 路敷	九号	



平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町字素山町一番地

みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二

株式会社エコープ宮城

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県利府町加瀬字稲荷山十八番五及び十九番

二 塩竈市一森山六番三十五号

エクセルシャトー一森山A棟百二号

鈴木 健一

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年六月十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十二年六月十六日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

2 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二・二二一・三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第六十八号

平成二十二年六月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二一九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超

える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三八五、一五五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、六七八	岩沼選挙区	一一、八二八
宮城野選挙区	四九、八一五	登米選挙区	二二、八四一
若林選挙区	三五、一六五	栗原選挙区	二一、八〇一
太白選挙区	五九、一〇五	東松島選挙区	一一、六二七
泉選挙区	五六、五九七	大崎選挙区	三七、〇七七
石巻・牡鹿選挙区	四八、〇一四	柴田選挙区	二二、一三三
塩釜選挙区	一六、一四九	亘理選挙区	一四、五一六
気仙沼選挙区	二〇、八三〇	宮城選挙区	一三、二七五
白石・刈田選挙区	一四、七四〇	黒川選挙区	二二、四七二
名取選挙区	一九、〇五五	加美選挙区	九、四〇〇
角田・伊具選挙区	一三、四〇四	遠田選挙区	一一、一九五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三七五	本吉選挙区	四、八九三

○宮選管告示第六十九号

平成二十二年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十二年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八五、一五五

○宮選管告示第七十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

大河原町駅前コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

金ヶ瀬東集会所 同 郡同 町字東新町一一番地四

本吉風越コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

ひだまりの丘 同 市松崎猫淵九五番地二

本吉小泉新町会館 同 市本吉町泉三番地一

本吉小泉仲町振興会館 同 市本吉町藤野三番地

本吉小泉下町振興会館 同 市本吉町泉一〇六番地

本吉幣掛ふれあい会館 同 市本吉町幣掛一三二番地六

本吉在区コミュニティセンター 同 市本吉町卯名沢九八番地

本吉中郷会館 同 市本吉町野々下七番地七

本吉上郷地区コミュニティセンター 同 市本吉町石川原一〇七番地九六